

太陽光発電所の整備スケジュールの変更について

千葉県館山市の区有地を活用した太陽光発電所の整備について、発電開始時期を令和6年度末に変更したところであるが、係争の発生により整備に向けた手続が中断していることから、発電開始時期を未定とする。

1 これまでの経緯

- ・令和3年度から整備計画を進め、令和4年11月に整備を正式決定し、令和6年3月からの発電開始を目指していた。
- ・令和5年度に、整備予定地の境界確定に時間を要したため、発電開始時期を1年延期し令和7年3月とした。

2 スケジュール変更の理由

- ・令和6年度に、館山市内の土地所有者から、太陽光発電所整備の周知を怠ったことにより被った損害の賠償を求める訴訟を提起された。
- ・第一審判決では、区側の主張が認められ、原告の請求は棄却された。
- ・原告により控訴が提起されたため、控訴審が継続する見通しである。
- ・訴訟を提起されたことにより、係争の終了までは整備に向けた手続が中断しているため、スケジュールを再度変更する。

3 今後の見通し

- ・係争の終了時期が未定であることから、発電開始時期を未定とする。
- ・引き続き、法令等を遵守しながら、地元住民や関係者の方々への丁寧な説明を行っていく。

4 参考・発電所概要

- (1) 住所：千葉県館山市大賀字西浦70番1（旧臨海学園敷地の一部）
- (2) 面積：8,092.37㎡
- (3) 太陽光電池モジュール：約1,000枚
- (4) 想定年間発電電力量：736,035kWh